

加 監 公 表 第 1 4 号

平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

加古川市監査委員	中西	一人
加古川市監査委員	大塚	隆史
加古川市監査委員	中村	亮太
加古川市監査委員	建部	正人

監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（平成 2 9 年 9 月 2 7 日付提出）について、却下することに決定したので公表します。

1 請求の要旨

平成29年度の事業である「住民参加型映画プロジェクト」について、秘書広報課が平成28年度中に当該課のコピー機を使用して、市内6高校の生徒に対し当該プロジェクトのチラシを印刷して配布している。この行為は平成29年度予算成立の前であり、当該コピーを命じた職員から費用を返還させるとともに適正な会計処理への変更を求める。

2 監査結果

(1) 結論

本件請求を却下する。

(2) 理由

住民監査請求は、地方公共団体の住民が当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、住民全体の利益を守ることを目的とする制度であり、①当該行為を防止し又は是正すること②当該怠る事実を改めること③当該行為・怠る事実によって当該団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことをその内容とするものである。(地方自治法第242条第1項)

そして、監査の対象となる行為等について、平成6年9月8日の最高裁判決により確定した平成5年8月5日福岡地裁判決において、「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」さらに、「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しない。」と判示されている。

これらをもとに本件請求について見ると、市内6校の生徒に配布したチラシの印刷費用は、事実を証する書面として添付されている支出負担行為兼支出命令書等における複写機使用料等の請求書から、秘書広報課の平成28年度予算から支出されたものであることが確認できる。この行為は平成29年度の事業である「住民参加型映画プロジェクト」に係る事前準備として平成29年度予算成立前に執行されたものの、後日、当該事業経費を含む当該年度予算は市議会において

可決され成立したところであり、会計処理の手続きや過程に瑕疵があったとしても結果的に治癒され、加古川市に具体的な損害が発生したとは認定できない。

したがって、本件請求は、住民監査請求の要件を欠いた不適法な請求である。

よって、結論のとおり決定する。